額減額認定証」更新について証」・「限度額適用・標準負担後期高齢者医療「被保険者

`後期高齢者医療被保険者証

証で確認してください。 自身の負担割合は、被保険者 は一定以上所得のある方は3 療費の自己負担割合(1割又 前年中の所得状況をもとに医 毎年8月1日現在の世帯及び 期限は平成31年7月31日です。 す。新しい被保険者証の有効 水色で、7月下旬に送付しま す。 新しい被保険者証の色は 険者証が8月に更新されま 後期高齢者医療制度の被保 の見直しを行います。ご

▼限度額適用・標準負担額減 額認定証

担額減額認定証」を提示する 軽減されます。 担額や入院時の食事代などが ことにより、窓口での自己負 併せて「限度額適用・標準負 療機関や薬局へ被保険者証と な外来医療を受ける際に、医 税世帯の方は、入院又は高額 平成30年度市町村民税非課

▼認定証を現在お持ちの方

更新申請の必要はありませ

被保険者証と一緒に送付しま 7月下旬に新しい認定証を

▼新たに認定を希望される方

ださい。 認定申請の手続きをしてく

▼申請に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証 印鑑(認め印可)
- ・マイナンバーカード、 持参及び番号の記入がなく くは通知カード(カードの ても受付いたします。) もし

■申請・問い合わせ

総合支所住民福祉課 **8**869-2112

本川

認定証の更新について 国民健康保険限度額適用

定証」の交付を受けている方 手続きを行ってください。 けるためには、8月中に更新 ています。引き続き認定を受 の有効期限は7月31日となっ 度額適用・標準負担額減額認 限度額適用認定証」「限

請が必要となります。申請は 行ってください。認定証は申 認定証が必要な方は手続きを 随時受け付けていますので、 新規で交付を受けるには申

> となります。 請を行った月の初日から有効

▼対象者

- 国民健康保険に加入されて いる70歳未満の方
- 70歳以上75歳未満の方で世 民税非課税の方 帯主及び被保険者全員が住

▼申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑(認め印可)
- ・マイナンバーカード、もし くは通知カード(カードの 持参及び番号の記入がなく ても受付いたします。)

問い合わせ

総合支所住民福祉課 867-2300

本川

8869-2112

保険料(税)の納付について

7月中旬に送付します。 者医療保険料額決定通知書」、 険税納税通知書」、「後期高齢 介護保険料納付通知書」は 納付書が同封されている方 平成30年度の「国民健康保 いします。なお、年金から 各納期限までに納付をお

納付書は送付されません。 振替を利用されている方は、 天引きされている方や、口座 ただし、4、6、8月は年

ますので、通知書の内容をご 確認ください。 方法が変更となる場合があり 替わるなど、年度途中に納付 10月以降、納付書払いに切り

■問い合わせ

町民課

本川総合支所住民福祉課 867-2300

8869-2112

復旧の特例措置について 園芸用ハウス整備事業災害

の支援を図ります。 措置をとり、被災した農業者 の申請に当該事業を適用する 自己復旧した場合に、着手後 るため、補助金を活用せずに 台風被災後に復旧を優先す

▼適用対象となる復旧

年2月28日より前に着手した 22号の被災に対して、平成30 平成29年台風18号、 21 号、

▼補助対象経費

ハウス本体(主骨材等) 及

> 設備(換気、 び被災ハウスに附帯していた に係る経費 暖房等)の復旧

> > 16

※被覆資材(ビニール)、 運搬費は補助対象外です。 災ハウスの解体費、 処分費、

金から天引きされていても、

3以内 (上限あり) 相当額を控除した額の5分の 事業費から共済受取額又は

▼申請締切日

7月31日(火

·必要書類

状況がわかる資料(写真等) 詳細はお問い合わせください。 わかるもの(領収書等)、被災 他にも要件がありますので、 復旧に要した経費と内訳が

■問い合わせ

産業経済課

本川 総合支所 **8**867-2313 **8**869-2115 産業建設課

\(\text{\text{\$\infty}}\) \(\text{\$\infty}\) \(\text{\$\infty}\}\) \(\text{\$\infty}\) \(\text{\$\infty}\}\) \(\text{\$\infty}\}

7月号